

令和3年4月1日から 役場の組織機構が一部変わります

令和3年4月1日から役場の組織機構を一部変更しましたのでお知らせします。

4月からの変更点について

これまで総合支所に設置していた地域推進課が商工観光課に名称変更となり、産業経済課で担当していた「商工労働観光に関する業務」が移管されます。また、地域推進課が担当していた「地域コミュニティに関する業務」などは、政策推進課に移管します。

課名及びグループが変更となる課

総合庁舎 変更前

| | |
|-------|-------------|
| 産業経済課 | 土地改良・林務グループ |
| | 農政・畜産グループ |
| | 商工労働観光グループ |

総合支所 変更前

| | |
|-------|-------------|
| 地域推進課 | 道の駅経営推進グループ |
| | 地域推進グループ |



総合庁舎 変更後

| | |
|-------|-------------|
| 産業振興課 | 土地改良・林務グループ |
| | 農政・畜産グループ |

総合支所 変更後

| | |
|-------|------------|
| 商工観光課 | 商工観光労働グループ |
|-------|------------|

《商工観光課の主な業務》

道の駅整備の全体調整に関する事、柏が丘公園の利活用に関する事、各種観光行事開催及び推進に関する事、観光の振興及び宣伝に関する事、観光施設の管理に関する事、特産物等の開発促進及び推奨宣伝に関する事、中小企業振興対策に関する事、商工団体の育成指導に関する事、消費生活向上に関する事、市街地内商店街の再開発に関する事、商工業融資及び振興に関する事、地場産業の育成に関する事、エネルギー対策に関する事、労働福祉に関する事、雇用・就労に関する事、労働会館の管理に関する事など

《地域推進課から政策推進課に移管される業務》

住民自治組織の連絡調整に関する事、住民との協働事業に関する事、行政懇談会に関する事、コミュニティ及び各種国民運動に関する事、自主活動グループ（NPO等）の支援に関する事、地方公共交通に関する事、まちづくり基本条例に基づく施策の全体調整に関する事、自治推進委員会に関する事、男女共同参画推進計画の作成及び推進に関する事、地域おこし協力隊に関する事、各地区の地域振興の推進に関する事、地域サポート制度に関する事

連絡先 商工観光課 ☎ 297083 FAX 293203

安平町災害対策本部の廃止について

平成30年9月6日に発生した胆振東部地震により設置された「安平町災害対策本部」について、避難指示の解除、応急仮設住宅等の住み替え支援が完了したことなどに伴い当該本部を廃止しましたのでお知らせします。

廃止年月日 令和3年3月31日